

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

36期(1982/昭和57年)

自由闊達の修習時代



会員 安田 隆彦 (36期)

私は修習36期なので、研修所は湯島時代、修習期間も2年で(1982年4月から1984年3月)、給費制の時代である。民事弁護教官は、上席教官で後に最高裁判事に就任された遠藤光男会員(7期)であられ、格調高い講義を拝聴することができ、とても幸運であった。クラス(2組)のまとまりも素晴らしく良かった。

さて、私の実務修習地は、大阪であった。縁もゆかりもなく、住むのは生まれて初めての関西、修習当初は緊張していた。しかし、関西弁の威力はすさまじく、すぐに感染して、私を含む関西以外の出身の修習生もみな関西弁になっていた。修習は検察・弁護・民事裁判・刑事裁判の順番であった。司試合格者が450人足らずの期であったため、大阪配属の修習生も合計40人程度で、それを2班(A班・B班)に分けていた。私の所属したA班は、検察修習から始まったので、とてもまとまりが良く、皆がすぐ仲良くなった。大阪という地は、最高裁のお膝元東京からも離れており(大阪は東京への対抗意識もあってか?)、大変自由闊達であった。今の修習生の人から見たら、信じがたいような経験の連続だった。公式のイベントもとてもバラエティに富んでいておもしろかった。例えば「列車(電車)試乗」というのが2つ(国鉄と私鉄)もあって、そのうちの1つは、修習生が運転席で(プロの運転手の介添えがあるとはいへ)自ら運転を試みるというものだった。しかし、無免許運転(?)ゆえか、マスコミで少々話題にな

ってしまい、その後中止になったというわく付きのものもあった。また、関西らしく、本場の宝塚歌劇を鑑賞して、隣のホテルでテーブルマナーを学びながらのフランス料理の会食をするという信じられないような企画もあった。私的なイベントも多く企画して開いた。

当時は、検察官不足の時代で、進路未定などと記載していると、検察庁では是非検察官に!と勧誘もすごく、私も「未定」と書いていたので、検察修習では特別扱いを受けた。例えば、特捜部の賄賂事件の取り調べをさせてもらったり、重罪の放火事件の取り調べをしたりするなど、まるで新米検事ながらの経験をさせてもらった。弁護修習では、4人の弁護士が対等のパートナーで、勤務弁護士は1人という少々珍しい形の共同事務所に配属された。そのため、実際には4人(否、5人)の弁護士全員に指導を受けたので、民事刑事を問わず、多くの事件を経験できた。そのうちのおひとり、後に最高裁判事に就任された田原睦夫弁護士(21期・大阪弁護士会)であった。これまた運だけであった。このように、私は、本当に超一流の教官や先生方に恵まれ、幸運の限りであった。しかし、誠に不肖の弟子である。

最後に、私は修習期間をせめて1年半くらいにし、給費制に戻すべきだと痛感している。もちろん、実現が難しいことは重々承知しているが、充実した修習は、生涯の至宝になると思うので、今後も修習制度の見直しや改革を期待したい。